

令和元年10月1日から

新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)を利用する
満3歳から5歳までの子どもの保育料が無償化されます。

【対象者・利用料】

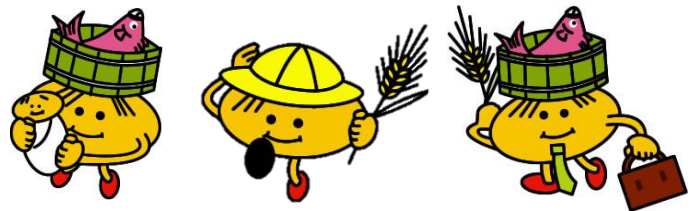
新制度幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)を利用する満3歳から5歳までの
全ての子どもの保育料が無償化されます。

- 無償化の期間は、満3歳になった日から、小学校入学までです。
- 10月分から保育料をお支払いいただく必要がなくなります。
- PTA費や行事費等の実費で徴収する費用はこれまでどおり保護者の負担です。
- 保育料の無償化にあたり、必要な手続きはありません。

◆ 小学校入学までの障がい児の児童発達支援等を利用する場合は、3歳児から5歳児
までの利用者負担が無償化されます(幼稚園等も利用の場合は、どちらも無償)。

◆ 松前町立幼稚園をご利用の方が認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポ
ート・センター事業、病児保育事業を合わせて利用した場合、保育の必要性※の認定を受
けることで、それらの利用料が無償化の対象となることがあります。詳しくは下記へお問
い合わせください。

※保育の必要性とは、就労や妊娠・出産等の事由により保護者が家庭で保育できないことをいいます。



問い合わせ先: 松前町役場 子育て・健康課 保育幼稚園係
TEL: 089-985-4116 FAX: 089-985-4158